

身障者（要介護認定者含む）限定 「尾瀬国立公園」 富士見峠観察会

第1回
6月29日 土



目に鮮やかな
新緑と水芭蕉観察

第2回
7月6日 土



高山植物が、最も多
く開花する時期

第3回
7月14日 日



キンコウカで、湿原
が黄色く染まります。

第4回
9月28日 土



草紅葉と、赤い実が
綺麗な時期

第5回
10月5日 土



初雪の可能性が
ある、紅葉盛り

※写真はイメージです

・上記日程以外でも、ご希望があれば催行可能です。お気軽にご相談ください。

※最少催行人数は4名です

・受付期間は、出発日6月下旬～10月上旬まで。出発1ヶ月前まで随時受け付けております。

- ★身障者限定の「ゆっくり」とした行程
- ★尾瀬認定ガイドによる自然解説
- ★天上の楽園と謳われた湿原散策
- ★山小屋での美味しい昼食

11,000円 (1名様料金)

〈旅行代金に含まれるもの〉

昼食代・往復タクシー代・ガイド料・保険料

☆募集人員：40名程度（最少催行人員：4名）

☆参加対象は、障害者（要介護認定者含む）とその介助者になります。

☆添乗員・介助者は同行しませんので、必ず介助者同伴でご参加ください。

☆ご参加の方には、後日しおりを送付いたします。

富士見下駐車場 集合(8:50)-出発(9:00) → 田代原 着(9:15)-発(9:30) → 富士見峠 着(9:50)-発(10:00) → 富士見田代 着(10:05)-発(10:15) → アヤマ平 着(11:00)-発(11:15) → 富士見峠〔昼食〕着(12:20)-発(13:20) → 富士見下駐車場 到着(13:50頃)-解散(14:00頃)

※当日の天候状況等により、行程に変更が出る場合があります。

※この観察会は通常、車両の乗入が出来ない区間を、特別な許可を得て通行実施するものです。

ツアーアイコンの説明

タクシー

徒歩

マイカー

お申込み
お問合せ先

TEL:070-5019-1946
尾瀬林業(株)尾瀬観光案内係
受付時間 9:00-17:00 (定休日土・日・祭日)
<http://www.welcome-to-oze.com/>

お問合せ先

TEL: 0278-58-2112
片品村役場 むらづくり観光課
【旅行企画・実施】尾瀬林業株式会社 (グリーントラベル尾瀬)
東京都知事登録旅行業 第2-4806号 旅行業務取扱管理者 伊藤康人
〒378-0411 群馬県利根郡片品村戸倉761
TEL: 0278-58-7311 FAX: 0278-58-7636

お申し込みのご案内(お申し込みいただく前に、この頁と表紙の注意点を必ずお読みください。)

1. 募集型企業旅行契約

この旅行は、尾瀬林業株式会社(以下「当社」という。)が企画実施する旅行です。

2. 旅行のお申込みおよび契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、旅行代金を添えてお申込みください。旅行代金、取消料、または違約料の一部として取り扱います。
- (2) 電話・郵送・ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合、当社が予約の承認の旨を通知した翌日から起算して、当社が定めた期間内に申込書と旅行代金の支払をしていただきます。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、別途郵便振込票を郵送しますので、当社の定める期日までにお支払いください。

4. 旅行内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与しえないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。

ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

5. 旅行代金の変更

前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

6. 取消料

- (1) 旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

旅行契約の解除		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	① 21日目にあたる日以前の解除(日帰りには11日目)	無料
	② 20日目にあたる日以前の解除(日帰りには10日目) ③～⑥を除く	旅行代金の 20%
	③ 7日目にあたる日以降の解除 ④～⑥を除く	旅行代金の 30%
	④ 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	⑤ 当日旅行開始前の解除	旅行代金の 50%
	⑥ 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

- (2) お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することがあります。

- ① 契約内容の必要な変更が行われたとき
- ② 前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき
- ③ 天災地変、戦乱等の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき
- ④ 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

7. 当社による旅行契約の解除及び旅行中止

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
 - ① お客様が病氣、必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認めるとき
 - ② お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
 - ③ お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
 - ④ お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止の通知をいたします。
 - ⑤ 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社に関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき

8. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程表に明示した運送機関の運賃・料金、食事代、ガイド料、保険料、旅行業務取扱料金および消費税等諸税。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

9. 添乗員等

- (1) 「現地案内人同行」表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地案内人が旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。
- (2) 添乗員が同行しない区間及び現地案内人が業務を行わない区間において、悪天候等による旅行代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様自身で行っていただきます。

10. 個人情報の取扱について

当社は、個人情報保護法に基づき、お客様の情報は厳重に管理し、当社業務以外に使用することはありません。

11. その他詳細については係の者にお尋ねください

「身障者を対象とした、限定ツアー」の参加お申込方法

お電話にて

- お問合せ・申込み先にお電話頂き、①希望ツアー名 ②代表者氏名 ③郵便番号 ④ご住所 ⑤電話番号 ⑥参加人数 ⑦参加者全員の氏名・年齢・性別を教えてください。

【お問合せ・申込み先】

尾瀬林業(株)内 尾瀬観光案内係 <平日 9:00~16:30>
〒378-0411 群馬県片品村戸倉761
TEL 070-5019-1946 FAX 0278-58-7636